

根 拠 法 令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(第 36 条第 1 項、第 38 条の 3)		担当課 担当係	消 防 救 急 課 保 安 係 0742-27-5422																																				
制度の概要	L P ガス容器又は貯槽（以下、「L P ガス容器等」という。）の設置等を行おうとする場合は、貯蔵能力により許可又は届出が必要となる。																																							
目 的	L P ガス容器等の設置等を規制することにより、L P ガスによる災害を防止し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。																																							
対 象 地 域	県内全域																																							
規 制 内 容	L P ガス容器等の許可又は届出が必要な場合<table><tr><th>貯 蔵 能 力</th><th>容 器 の 場 合</th><th>貯 槽 の 場 合</th></tr><tr><td>3, 000 kg以上</td><td>許 可</td><td rowspan="2">許 可</td></tr><tr><td>1, 000 kg以上 3, 000 kg未満</td><td rowspan="2">設備工事届出(*)</td></tr><tr><td>500 kg超 1, 000 kg未満</td><td>設備工事届出(*)</td></tr><tr><td>500 kg以下</td><td colspan="2">知事への許可又は届出は不要 ※ 300 kg 以上は消防法に基づき、消防署への届出が必要</td></tr></table> (*)…液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 86 条に指定する施設又は建築物に該当する場合のみ届出が必要。該当しない場合は、(300kg 以上の)消防法に基づく届出が必要。				貯 蔵 能 力	容 器 の 場 合	貯 槽 の 場 合	3, 000 kg以上	許 可	許 可	1, 000 kg以上 3, 000 kg未満	設備工事届出(*)	500 kg超 1, 000 kg未満	設備工事届出(*)	500 kg以下	知事への許可又は届出は不要 ※ 300 kg 以上は消防法に基づき、消防署への届出が必要																								
貯 蔵 能 力	容 器 の 場 合	貯 槽 の 場 合																																						
3, 000 kg以上	許 可	許 可																																						
1, 000 kg以上 3, 000 kg未満	設備工事届出(*)																																							
500 kg超 1, 000 kg未満		設備工事届出(*)																																						
500 kg以下	知事への許可又は届出は不要 ※ 300 kg 以上は消防法に基づき、消防署への届出が必要																																							
許可等の基準	許可又は届出に関する基準は、経済産業省令等で規定されている。																																							
手続のフロー図	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による L P ガス容器等の設置の許可申請等 1 許可の場合 <table><tr><th>申 請 者</th><th>消 防 救 急 課</th></tr><tr><td>計 画</td><td></td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>許可申請書</td><td></td></tr><tr><td></td><td>提出</td></tr><tr><td></td><td>↓</td></tr><tr><td></td><td>審査</td></tr><tr><td></td><td>↓</td></tr><tr><td>工事開始</td><td>許可</td></tr><tr><td>↓</td><td>許可通知</td></tr><tr><td>工事完成</td><td></td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>完成検査申請</td><td></td></tr><tr><td></td><td>↓</td></tr><tr><td></td><td>検査</td></tr><tr><td>↓</td><td></td></tr><tr><td>供用開始</td><td></td></tr><tr><td></td><td>完成検査証交付</td></tr></table> 検査は指定検査機関でも可				申 請 者	消 防 救 急 課	計 画		↓		許可申請書			提出		↓		審査		↓	工事開始	許可	↓	許可通知	工事完成		↓		完成検査申請			↓		検査	↓		供用開始			完成検査証交付
申 請 者	消 防 救 急 課																																							
計 画																																								
↓																																								
許可申請書																																								
	提出																																							
	↓																																							
	審査																																							
	↓																																							
工事開始	許可																																							
↓	許可通知																																							
工事完成																																								
↓																																								
完成検査申請																																								
	↓																																							
	検査																																							
↓																																								
供用開始																																								
	完成検査証交付																																							

2 設備工事届出の場合

